

書

イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年六月十日

紙智子

参議院議長倉田寛之殿

イラクにおいて拘束された邦人三名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問主意

書

高遠菜穂子さん、郡山総一郎さん及び今井紀明さんの三名がイラクで拘束されて以降、帰国するまでの間の政府の対応について、いまだ不明の点があり、事実関係の説明が必要である。

したがつて、次の事項について質問する。

一 この三名の身柄を政府が確保して以降、三名に対する事情聴取は、どこで、だれが行つたのか、また、どのような事情を聴取したのか、明らかにされたい。その際、同席を求めた人物がいれば、その人物の氏名、職業、三名との関係も併せて明らかにされたい。

二 政府は、この三名の解放のためにどのような活動を行い、その活動にどれだけの経費を要したのか、それらの全容を時系列で明らかにされたい。また、その活動の位置付けについて、政府の見解を示されたい。

右質問する。

